

# 第5次愛知県環境基本計画 素案

## 第1章 計画の基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

## 第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状

- 1 社会経済情勢の変化
- 2 地球環境の危機的状況
- 3 本県の環境の状況

## 第3章 計画の目標

- 1 計画の目標
- 2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

## 第4章 環境施策の方向及び指標

- 1 地球温暖化対策
- 2 自然との共生
- 3 資源循環
- 4 安全・安心の確保
- 5 行動する人づくり

## 第5章 計画の推進

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

# 第1章 計画の基本的事項

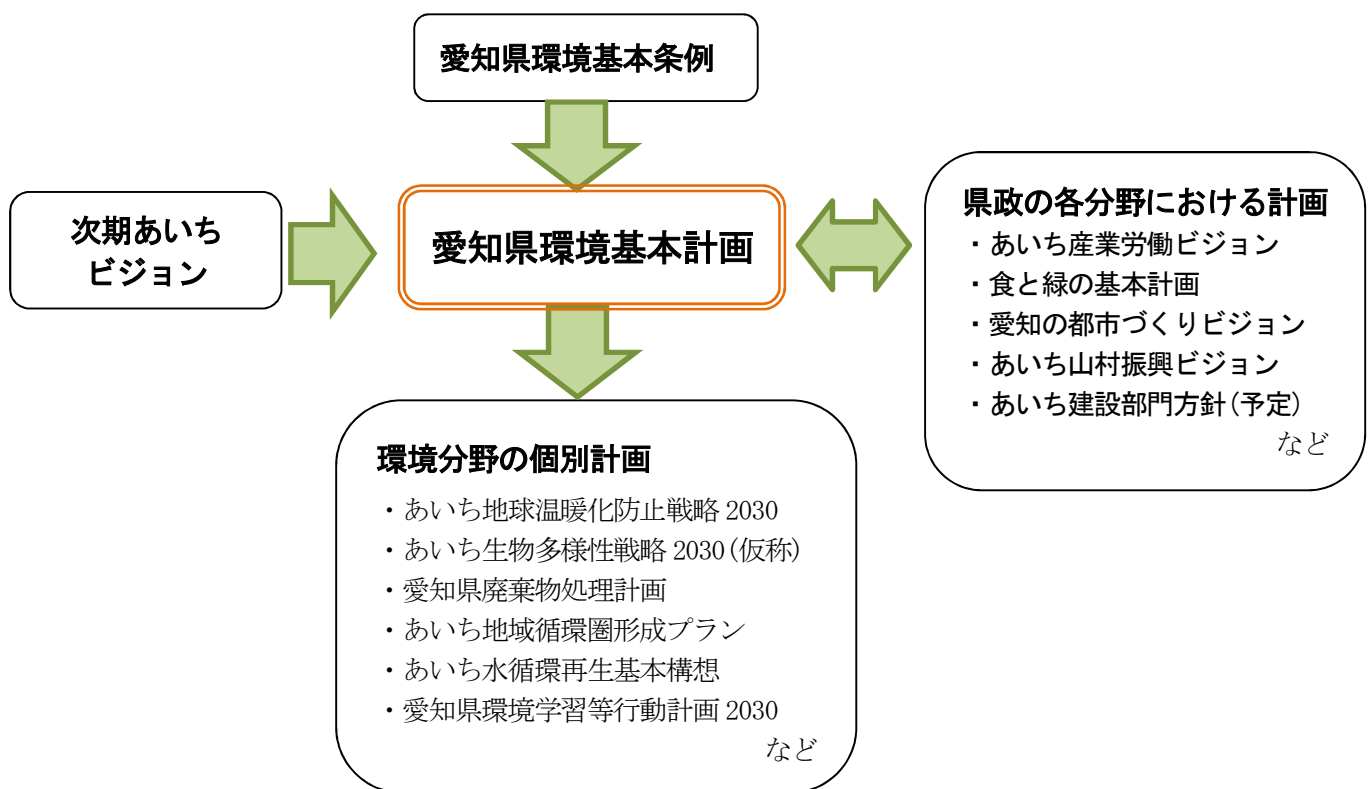
## 1 策定の趣旨

- ・ 近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの極端な気象現象が観測されています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されており、地球温暖化対策は人類共通の喫緊の課題となっています。
- ・ また、私たちは、自然界から多くの恵みを受けており、生物多様性を保全することは人類の生存にとって不可欠ですが、現代は開発や気候変動などにより、種の絶滅が急激に進んでいます。
- ・ さらに、途上国における急速な都市化と人口増加に伴う大量生産・大量消費による世界的な廃棄物の増加や、食料、資源の獲得競争の発生が懸念されています。
- ・ 地球規模での海洋汚染も深刻化しています。その中でも、海洋に流出するプラスチックごみは、環境中で分解され自然に還ることが困難であり、海洋生物が誤食する等の悪影響を及ぼしています。
- ・ 新型コロナウイルスなどの新たな感染症の多くは、野生生物が感染源とも言われており、野生生物の生息環境の悪化などによる、野生生物と人との接触の増加が原因との指摘もあります。また、地球温暖化により、「蚊などの生息域が拡大し、感染症のリスクが高まる」、「永久凍土が融解し、長年閉じ込められていた温室効果ガスやウイルスが放出される」とも言われています。
- ・ このように、暮らしの基盤となる地球環境の悪化は深刻さが増し、危機に瀕しています。こうした地球規模の危機は、グローバル化した人間の社会経済活動が原因となっており、被害や影響が一つの国や地域にとどまらず、長期的かつ広範囲に及んでいます。私たちの経済活動やライフスタイルは、気付かないうちに地球環境や生態系全体に大きな影響を及ぼしており、本県での取組が地球環境にも影響を及ぼすと認識し、県民、事業者等の参加と協力のもと、持続可能な社会の構築に向けた取組を進める必要があります。
- ・ また、こうした地球規模の危機を反映して、2015年の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されましたが、SDGsで掲げられた17の目標（ゴール）は相互に関連し、環境、経済、社会の諸問題を統合的に解決する重要性が示されています。
- ・ さらに、近年のグローバル化やIT化の進展等により、本県の環境、経済、社会もグローバルな相互作用をより一層意識することが必要になっています。

- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策を発端とした新たなライフスタイルへの転換が求められており、感染症対策を行いながら環境対策も進めていく必要があります。
- ・ 今後の環境政策は、SDGsの考え方も活用し、経済・社会面との関係性も考慮し、環境問題はもとより経済・社会的課題も統合的に解決していく必要があります。
- ・ 本県では、1995年に「恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的に発展することが可能な社会の構築」及び「地球環境の保全の積極的な推進」の3つを基本理念に掲げる愛知県環境基本条例を施行しました。
- ・ 本条例のもと、1997年に第1次愛知県環境基本計画を策定し、それ以降、2002年から2014年にかけて6年ごとに第2次から第4次の基本計画を策定し、様々な環境問題に対して、積極的に取組を進めてきました。
- ・ また、2005年には史上初めてとなる環境をテーマとした国際博覧会「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」を、2010年には「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」を、さらに2014年には「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を開催し、こうした世界規模のイベントや会議等を通じて県民・事業者等の高い環境意識が醸成されてきています。特に、生物多様性の分野では、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)後も継続的に世界に対して自治体の役割の重要性を訴えています。
- ・ 本計画は、第1次から第4次までの環境基本計画の流れを受けつつ、こうした本県独自の経験や取組を十分に生かし、県民・事業者等の参加と協力のもと、地球環境の危機的状況や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、持続可能な社会の形成を目指し、SDGsの考え方も活用してこれからの本県の環境施策の方向性を示すために策定するものです。

## 2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- ・ 本県では、中長期的な視点で目指すべき愛知の将来像を定め、政策の方向性を示す指針として「あいちビジョン2020」を策定しています。現行の「あいちビジョン2020」の計画期間が2020年度で終了するため、本計画は2020年秋頃に策定予定の「次期あいちビジョン」に沿った環境分野での政策の方向性を示す計画として、本県の環境関係の個別計画の上位計画として策定するものです。
- ・ 環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。



## 3 計画の期間

- ・ 次期あいちビジョンでは、リニアの全線開業が想定される2040年頃までを展望し、目標年度を2030年度とする予定です。
- ・ 持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの目標年は2030年となっています。
- ・ こうした状況を受け、本計画も2040年頃までの長期を展望した上で、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示します。なお、社会経済情勢や環境を取り巻く変化を踏まえ、必要に応じて見直します。

## 第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状

### 1 社会経済情勢の変化

#### (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組拡大

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本県は、2019年7月、内閣府から持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い地域として、「SDGs未来都市」として選定され、知事を本部長とした「愛知県SDGs推進本部」を設置し、SDGsの達成に向け全庁を挙げて取組を推進しています。



また、SDGsの達成に向け、企業、NPOや市町村などでも取組が進められています。企業では、事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方（CSR）から、SDGsを本業として取組むことで社会課題の解決（社会価値）と企業の利益（経済価値）を同時実現する共有価値の創造（CSV）という考え方が広まっています。

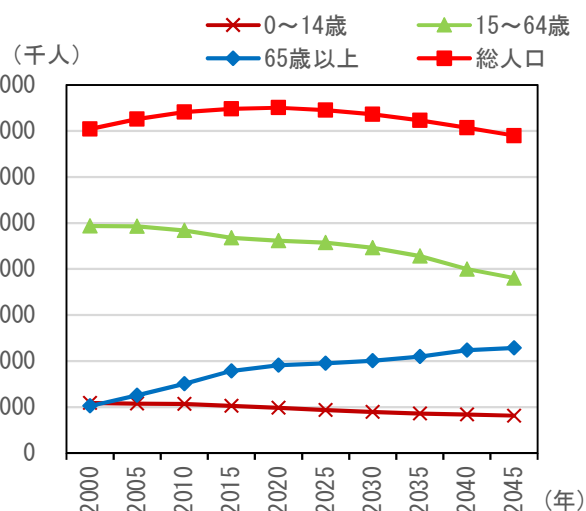
さらに、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮したESG投資が拡大しています。

#### (2) 環境、経済、社会の一体化

国内では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続しており、人口の地域的な偏在が加速化し、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。これは環境保全の取組にも深刻な影響を与えており、例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっています。

国は、2018年4月に策定した第五次環境基本計画において、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決の実現を掲げています。このように、

【本県の人口の推移と将来推計】



出典：「国勢調査」（総務省）、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2019年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑化してきています。

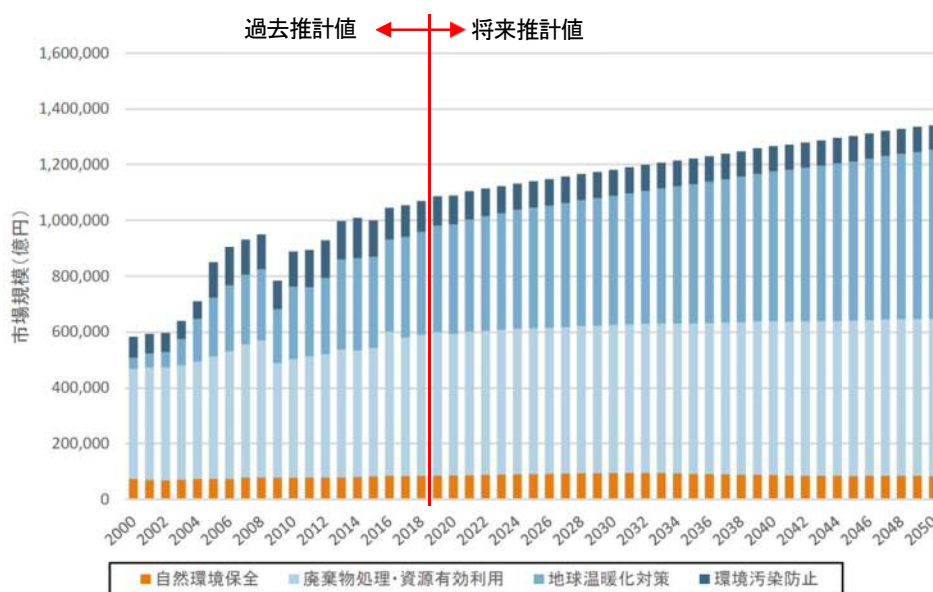
### (3) AI、IoTの進展 ～産業の変化～

AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット化）といった第4次産業革命は、経済や社会のあり方、幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変革、高齢者や地域の利便性を向上させるなど、豊かで質の高い生活の実現の原動力になることが想定されています。

愛知県の基幹産業である自動車産業界では、CASE（Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動化）、Shared & Services（シェアリングとサービス）、Electric（電動化））への対応による「100年に一度の大変革の時代」と言われています。

また、環境汚染防止、地球温暖化対策、廃棄物処理・資源有効利用などの持続可能な社会の実現に貢献する製品・サービスを提供する環境産業の国内の市場規模は、2017年に約105兆円と過去最大を記録し、2000年（約58兆円）の約1.8倍となっています。分野別に見ると、地球温暖化対策が大きく増加しています。また、環境産業の市場規模は、2050年にかけて上昇傾向を続けると見込まれています。

【環境産業の市場規模の推移（全国）】



出典：「平成30年度 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」（環境産業市場規模検討会）

### (4) 新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換

新型コロナウイルスの感染症は、2019年12月に確認されて以来、感染が国際的に広がりを見せ、世界保健機関(WHO)が2020年1月に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」、同年3月には「パンデミック（世界的大流行）とみなせる」と宣言するまでに至りました。こうした感染症問題の背景には、病原菌や野生生物が生息する生態系の人為的攪乱があるとも言われており、グローバル化によりウイルスが人間社会に持ち込まれるリスクはより深刻なものとなって

います。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクを顕在化させました。

環境面においては、社会経済活動の停滞により、エネルギー消費量の減少に伴う二酸化炭素排出量の大幅な減少や大気汚染の改善につながる一方、経済の停滞による環境産業への投資の減少や、感染収束後の反動による二酸化炭素排出量の大幅な増加などが懸念されています。

また、新型コロナウイルスの感染症対策として進められた、テレワークやウェブ会議などは、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与するものであり、感染症対策を進めながら環境対策にもなる、こうした取組を引き続き進めていく必要があります。

### 【課題】

- ・ 環境・経済・社会の課題はこれまで以上に相互に密接に関連し、複雑化してきています。
- ・ 今後の環境政策は、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指していく必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による危機的な状況を、環境にやさしい持続可能な社会経済システムに変革する機会とする必要があります。また、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた経済の再建を行う際は、環境産業への投資を積極的に進めるなど、環境と調和した経済復興「緑の回復」（グリーン・リカバリー）の視点も重視して進めることが必要です。

## 2 地球環境の危機的状況

### (1) 地球温暖化対策

近年、世界各地で極端な気象現象が観測され、強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で頻発し、甚大な被害をもたらしています。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確化することは容易ではありませんが、温室効果ガスの継続的な排出により、温暖化の程度が増大すると、極めて深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響をもたらすおそれがあると言われており、地球温暖化対策は人類共通の喫緊の課題であるとの認識のもと、2015年12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択され、翌2016年に発効しました。パリ協定では、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることのほか、今後気候変動による影響は避けられず、気候変動への適応に関する事項も盛り込まれました。

その後、2018年10月に公表された国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を1.5℃に抑えるには、世界全体の人為起源の二酸化炭素の排出量が、

2030年までに、2010年水準から約45%減少し、2050年前後に正味ゼロを達成する必要があると示されています。また、地球温暖化が進むことにより、熱波、強い降水、干ばつ及び関連する森林火災、沿岸洪水など極端な気象現象による自然災害が多発することが懸念されています。

そうした中、国では、パリ協定の採択を受け、2016年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの総排出量を2013年度比で26%削減、2050年までに80%削減を掲げました。また、2019年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すことを掲げています。

一方、2018年11月に、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、農業・防災等のあらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなどを基本戦略とした「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

## (2) 自然との共生

過去に地球上で起きた生物の大量絶滅は5回あったと言われていますが、現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われます。現代の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響であると考えられています。

2010年に本県で開催された、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性の保全に関する2020年までの世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020(愛知目標)」が採択されました。中国の昆明で開催される生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、ポスト愛知目標となる新たな目標が採択される予定です。

2019年5月に公表されたIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)の「生物多様性・生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少しており、自然の変化を引き起こす直接的要因・間接的要因は、過去50年の間に増大している、とされています。さらに、このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されないが、社会変容を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できると示されました。

## (3) 資源循環

世界の人口は増加しており、地球上の資源供給に限界がある中で、今後、環境問題と大きく関わる天然資源やエネルギーの効率的な使用や代替資源の確保、食料問題への対応等の重要性が高まっています。

環境中で分解され自然に還ることが困難なプラスチックごみを始めとした地球規模での海洋汚染も深刻化しています。特に5mm以下の微細なプラスチック、いわゆるマイクロプラスチック



クは、海中での有害物質の吸着が指摘されており、小魚が誤食するなど、食物連鎖を通じた人の健康への影響が懸念されています。2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ対策が主要議題に取り上げられ、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の支持が表明されました。

また、2017年末の中国の使用済みプラスチック輸入規制に始まり、東南アジア各国（タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムなど）でも、輸入規制の動きが広がっています。

2019年5月にスイスで開催された有害廃棄物の国境を越えた移動を制限するバーゼル条約の締約国会議（COP14）において、汚れたプラスチックごみの輸出入を新たに制限する条約附属書の改定が採択されたことにより、2021年1月の発効後は、汚れたプラスチックごみの輸出が、事実上、難しくなります。

こうした中、国は、廃プラスチックの有効利用促進、プラスチックごみによる海洋汚染等の課題に対応するため、2019年5月に「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

また、まだ食べることができる食品が廃棄される「食品ロス」については、SDGsのターゲット12.3に「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」が掲げられており、国内では、食品ロスの削減を総合的に推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019年10月に施行されました。

また、市場や社会からの環境配慮要請の高まりやSDGsの策定等により、持続可能な発展に向け、経済活動におけるあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化し経済成長を目指す、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への転換を図ること的重要性が高まっています。そのため、欧州はじめ様々な国が循環経済への転換を政策的に進めており、わが国でも2020年5月に「循環経済ビジョン2020」を策定しました。

## 【課題】

- ・ 地球環境の悪化は深刻さを増しており、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあります。
- ・ 地域の環境と地球環境とは密接な関係を有しており、本県での取組が地球環境にも影響を及ぼすという認識のもと、国際的な枠組み、国の取組を踏まえ、県民、事業者、NPO、行政等が一体となって、環境分野において日本をリードする役割をしっかりと果たしていく必要があります。

### 3 本県の環境の状況

#### (1) 地球温暖化対策

- 2017年度の本県の温室効果ガス総排出量は、約81,589千トン-CO<sub>2</sub>であり、基準年度(2013年度)比で1.0%の削減にとどまっています。
- 排出量について区分別で見ると、産業部門からの排出割合が約5割を占めています。また、基準年度比で業務部門、家庭部門の排出量は減少しているものの、産業部門、運輸部門の排出量は増加しています。
- 再生可能エネルギーへの転換が求められる中、固定価格買取制度では2019年12月末までの導入容量が全国2位、うち住宅用太陽光発電及びバイオマス利用では全国1位となっています。なお、戸建て住宅数当たりの住宅用太陽光発電の設置率は全国7位となっています。
- EV・PHV・FCVの普及台数は全国1位、自動車登録台数当たりのEV・PHV・FCVの普及率も全国1位となっています。
- また、本県の二酸化炭素排出量の約2/3を占める産業・業務部門では、地球温暖化対策計画書制度の対象となる多量排出事業者の64%が、今後3年間で、「あいち地球温暖化防止戦略2030」の部門別目標を期間換算した削減率を上回る削減を計画しています。
- 第4次愛知県環境基本計画では「次世代自動車等先進エコカーの県内普及台数」及び「次世代自動車充電インフラの整備状況」を数値目標として掲げており、いずれの項目も達成に向けて順調に推移しています。



### 【温室効果ガス総排出量（2017年度）】

区分		基準年度排出量 (千トン-CO <sub>2</sub> )	2017年度排出量(割合) (千トン-CO <sub>2</sub> ) (%)	増減率 (2013-2017) (%)
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	業 業	40,153	40,704 (52.6)	+1.4
	業 務	12,072	10,845 (14.0)	▲ 10.2
	家 庭	8,584	7,569 (9.8)	▲ 11.8
	運 輸	13,327	13,547 (17.5)	+1.7
	エネルギー転換	2,435	2,337 (3.0)	▲ 4.0
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		2,225	2,336 (3.0)	+5.0
CO <sub>2</sub> 総 排 出 量		78,976	77,339 (100.0)	▲ 1.8
そ の 他 ガ ス		3,588	4,250	+18.5
合 計		82,384	81,589	▲ 1.0

- ※1. 基準年度は2013年度。  
 2. 割合はCO<sub>2</sub>総排出量に対する割合。  
 3. その他ガスは、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>。  
 4. 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

### 【固定価格買取制度(FIT)に係る設備認定状況（買取開始分）（2019年12月時点）】

再エネ区分		件数	順位	容量(kW)	順位
太 陽 光	10kW未満(住宅用)	200,172	1	871,613	1
	10kW以上	42,660	1	1,652,531	6
	小計	242,832	1	2,524,144	3
風力		32	9	64,792	19
小水力		13	24	3,503	25
地熱		0	—	0	—
バイオマス		26	3	364,897	1
合計		—	—	2,957,335	2

※順位は都道府県別の順位

### 【EV・PHV・FCVの普及台数】

	1位	2位	3位	全国
EV・PHV・FCV計 (2019年3月末)	愛知県 (22,998台)	東京都 (17,918台)	神奈川県 (15,849台)	232,873台
EV	神奈川県 (8,912台)	愛知県 (8,300台)	福岡県 (6,128台)	107,709台
PHV	愛知県 (13,695台)	東京都 (11,101台)	神奈川県 (6,703台)	122,128台
FCV	愛知県 (1,003台)	東京都 (732台)	神奈川県 (234台)	3,036台

## <第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況>

項目	計 画 策定時	目 標 (2020 年度末)	実施状況					
			2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
次世代自動車等先進エコカーの県内普及台数	60 万台 (2011 年度末)	200 万台	125 万台	144 万台	164 万台	187 万台	207 万台	集計中
次世代自動車充電インフラの整備状況	661 基 (494 か所) (2012 年度末)	1,600 基※ (1,431 か所)	1,171 基 (799 か所)	1,655 基 (1,188 か所)	1,723 基 (1,199 か所)	1,796 基 (1,200 か所)	1,901 基 (1,229 か所)	1,929 基 (1,253 か所)

※2016 年度に 2020 年度末の目標値を 1,600 基から 2,000 基(1,451 か所)へ上方修正

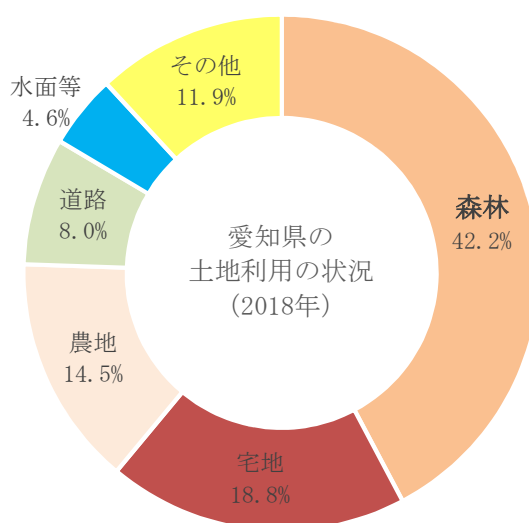
### 【課題】

- 2017 年度の温室効果ガス排出量は、基準年度(2013 年度)に比べ 1.0%減にとどまっており、「パリ協定」や国が策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」など国内外の動向を踏まえ、温室効果ガス排出量の大幅な削減を進め、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を実現することが必要です。
- 日常生活や事業活動のあらゆる場面における「徹底した省エネルギー」を進めるとともに、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組など「創エネルギーの導入拡大」を図ることが必要です。
- 運輸部門の二酸化炭素排出量は増加しており、自動車からの二酸化炭素排出量を着実に削減するため、特に環境性能に優れた EV・PHV・FCV を始めとする次世代自動車の普及拡大を進めることが必要です。また、公共交通機関や自転車等の利用を促進することも必要です。
- 水素は、燃料電池やエネルギーの貯蔵等で活用することで、二酸化炭素の大幅な削減が期待されていますが、現在流通している水素のほとんどは、その製造時に二酸化炭素が発生しています。そのため、再生可能エネルギー等を活用して製造した水素の利活用を一層進めることが必要です。
- 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に適応するための施策を、農林水産、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康など各分野において推進することが必要です。

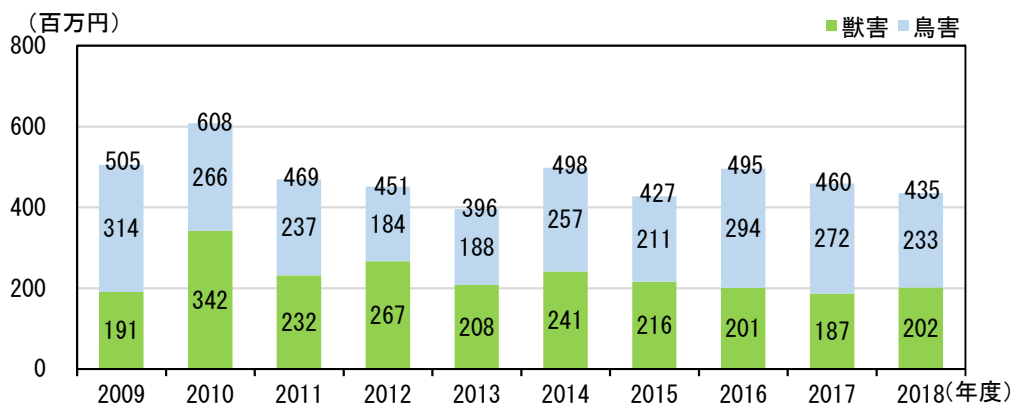
### (2) 自然との共生

- 本県の面積は 5,170 km<sup>2</sup>で、全国 27 番目ですが、平野、半島、丘陵、山地など変化に富んだ豊かな自然にも恵まれており、多くの野生動植物種が生息・生育しています。
- 県土の 42.2%を森林が占めており、自然公園の面積は 88,881ha(県土の 17.2%)、自然環境保全地域は 292ha(同 0.06%)です。

- 動物種は、約 12,450 種（哺乳類（海生哺乳類を含む）73 種、鳥類 426 種、爬虫類 16 種、両生類 22 種、汽水・淡水産魚類 198 種、昆虫類約 10,443 種、クモ類 584 種、陸・淡水産貝類約 189 種及び内湾産貝類約 500 種）の生息が確認されています。
- 植物種は 4,490 種（維管束植物 3,870 種及びコケ植物 620 種。移入種等を含む。）の生育が確認されています。
- 里山については人々の生活様式の変化により管理不足の状態が長く続き、その独自の生態系が失われつつあります。
- メガソーラー等による山村開発や都市内における緑地の減少が続いています。
- 「レッドリストあいち 2020」によると、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は、893 種（動物 364 種、植物 529 種）となっており、前回の「レッドリストあいち 2015」と比較すると、45 種（動物 27 種、植物 18 種）増加しています。
- 外来種については、外来生物法で指定されている特定外来生物のうち県内では 32 種が確認されており、近年では港湾等においてヒアリが確認されているほか、サクラを食害するクビアカツヤカミキリの分布が拡大しています。
- 近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンカモシカ等の生息数が増加しており、生態系や農作物被害が問題となっています。2018 年度の鳥獣による農作物被害は約 4 億 3 千万円で、内訳は鳥害約 2 億 3 千万円、獣害約 2 億円となっています。
- 第 4 次愛知県環境基本計画では「優れた自然環境を有する地域の面積等（自然環境保全地域の指定、鳥獣保護区的面積、生息地等保護区の指定）」、「指定希少野生動植物種の指定」及び「県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況」を数値目標として掲げており、「生息地等保護区の指定」及び「指定希少野生動植物種の指定」は目標を達成しましたが、その他の項目は目標達成が難しい状況です。



## 【本県における鳥獣類による農作物被害金額の推移】



※四捨五入により合計と内訳が一致しない場合がある。

### ＜第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況＞

項目	計画策定時 (2012年度)	目標	実施状況						
			2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
優れた自然環境を有する地域の面積等	自然環境保全地域の指定	15か所	18か所 (2020年度)	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	鳥獣保護区の面積	25,555ha	現状維持	25,265ha	25,265ha	25,265ha	25,276ha	19,496ha	19,496ha
	生息地等保護区の指定	2か所	4か所 (2016年度)	2か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
指定希少野生動物種の指定	11種	17種 (2020年度)	13種	15種	15種	18種	18種	18種	
県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況	46.7%※1	75% (2020年度)	—	—	41.9%※1	—	—	47.4%※2	

※1 県政世論調査

※2 環境に関するインターネット調査 (愛知県)

### 【課題】

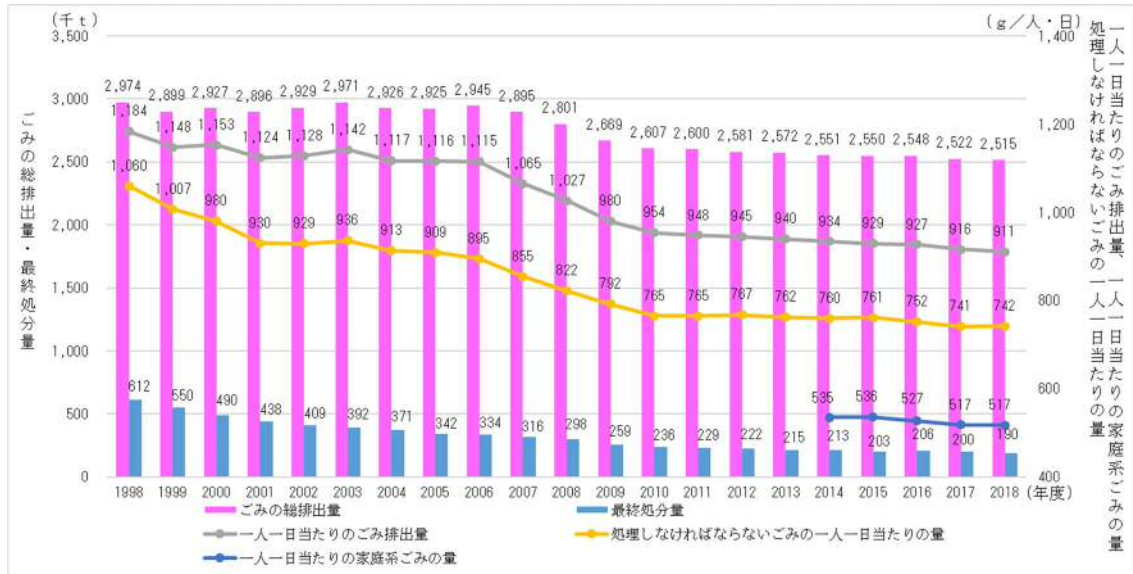
- ・ 優れた自然環境を有する地域の保全や絶滅危惧種の保護を、より一層進める必要があります。
- ・ ヒアリやヒガタアシなど新たな侵略的外来種の早期発見、早期防除に取り組むなど、侵略的外来種による生態系への影響を抑制することが必要です。
- ・ CSF (豚熱) ウイルスへの対策を図りながら、生態系や農林業に影響を及ぼすイノシシやニホンジカの個体数調整を強化していくことが必要です。
- ・ 森林の管理不足などによる生態系への影響に対応するため、森林の活用・管理を引き続き進める必要があります。

- ・ 開発に伴う自然への影響を最小限に抑えるとともに、分断された自然を、緑地や水辺によってつなげ、地域本来の生態系のつながりを保全・再生していくことが必要です。
- ・ 食料や水、木材などの地域の自然の恵みの利用や人と自然との触れ合いを拡大していくことが必要です。
- ・ 生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択される見込みのポスト2020生物多様性枠組みを踏まえ、引き続き、生物多様性の主流化を進めていくとともに、国内外に向けて発信、貢献していく必要があります。

### (3) 資源循環

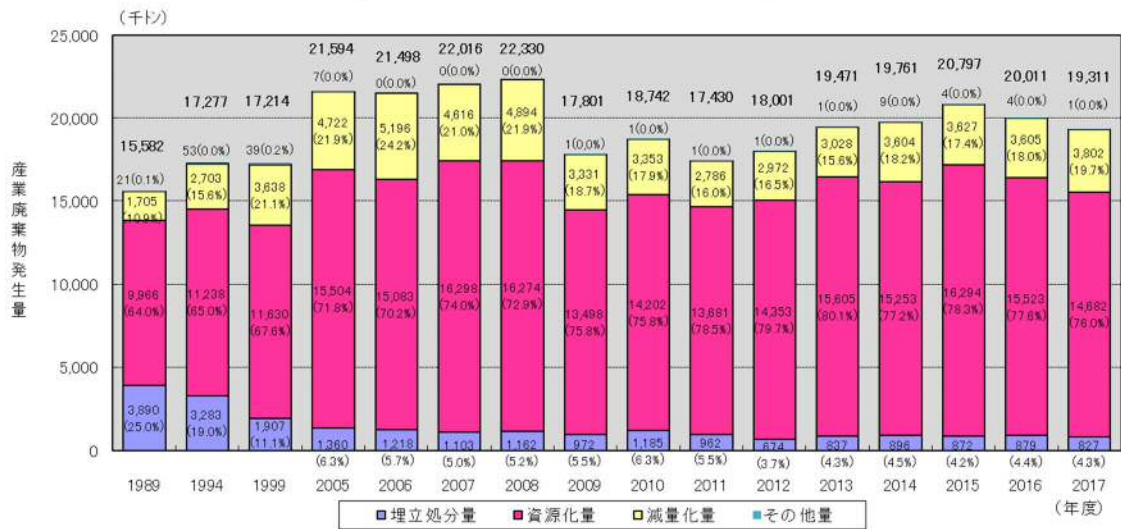
- ・ 一般廃棄物（ごみ）の総排出量は経年的に減少傾向で、産業廃棄物の発生量は横ばいの状況です。
- ・ 廃棄物の最終処分量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに経年的に減少傾向です。
- ・ 2013、2014年度愛知県「河川ごみ回収調査」データによると、調査河川で回収されたごみ52.7tのうち、生活系が72%、事業系が20%、自然系が8%でした。生活系ごみでは、ペットボトル等プラスチックごみが多く、海洋への流出が懸念されます。
- ・ 2019年度、家庭系食品ロス発生量を把握するため、6市2季（夏・冬）において、家庭から排出される可燃ごみの開袋調査を行い、その結果から県内の家庭系食品ロス発生量を約21.5万トン、食品廃棄物に対する食品ロスの割合は48.3%、1人1日当たりの食品ロス量は77.8g/人・日と推計しました。
- ・ 産業廃棄物に係る2018年度の苦情件数は、167件でした。2013年度をピークに減少傾向でしたが、2017年度、2018年度は前年度より増加しています。
- ・ 第4次愛知県環境基本計画では一般廃棄物、産業廃棄物それぞれについて、「排出量」、「再生利用率」及び「最終処分量」を数値目標として掲げており、最新のデータでは一般廃棄物の最終処分量、産業廃棄物の排出量及び最終処分量は目標を達成しています。また、一般廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、再生利用率は計画策定時より減少しており、目標達成が難しい状況です。

## 【ごみの総排出量と最終処分量の経年変化】

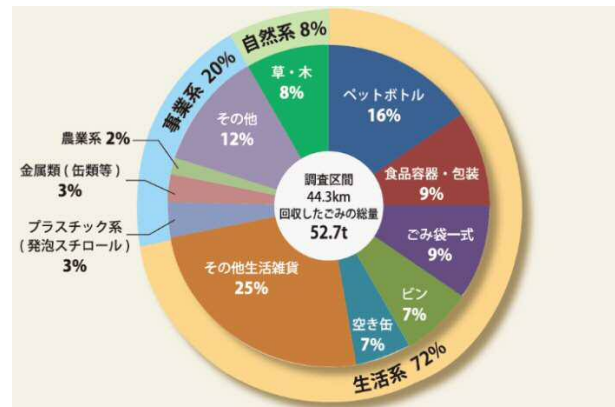


- ※1. 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。  
 2. 「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たり換算した値をいう。  
 3. 本表の計算根拠となる人口は、住民基本台帳人口を使用（2007年からは外国人登録人口を含む）。

## 【産業廃棄物の発生量等の推移】



## 【調査河川で回収されたごみの総量と内訳】



2013年度・2014年度愛知県「河川ごみ回収調査」データより



### 【家庭系食品ロス量<sup>※1</sup>】

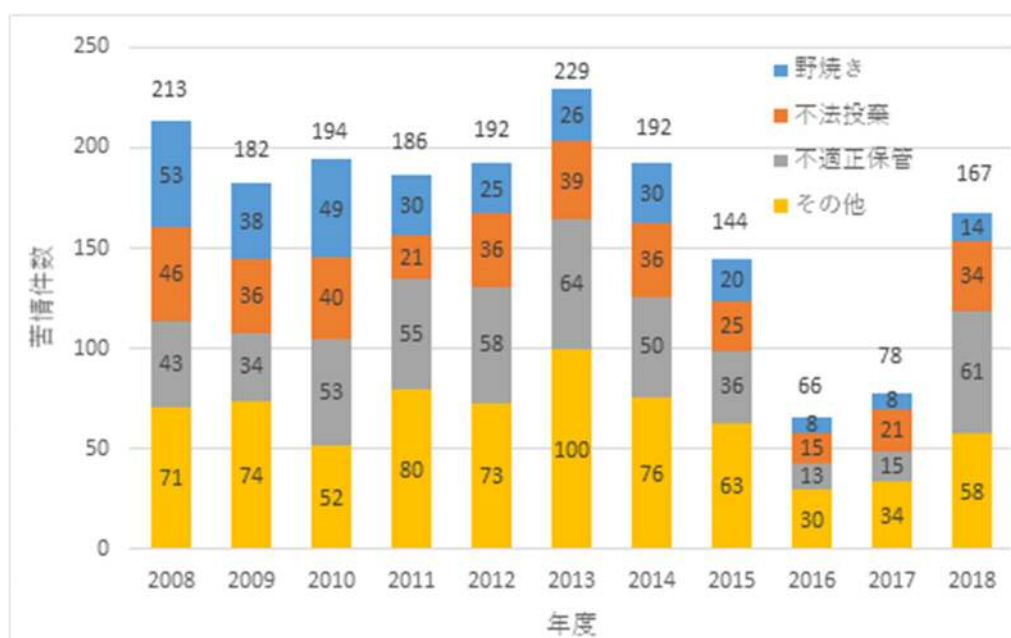
	愛知県	全国
生活系可燃ごみ収集量（千 t）	1,274	19,368 <sup>※2</sup>
うち食品廃棄物量（千 t）	445	7,889 <sup>※3</sup>
うち食品ロス量（千 t）	215	2,906 <sup>※3</sup>
食品廃棄物に対する食品ロス量の割合（%）	48.3	36.8
1人1日当たりの食品ロス量（g/人・日）	77.8	62.2

※1 2019年度愛知県家庭系食品ロス量調査より

※2 平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）データより

※3 平成30年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）データより（数値は平成28年度の食品廃棄物量及び食品ロス量を推計したもの）

### 【産業廃棄物に係る苦情件数の推移】



※名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

## <第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況>

項目		計 画 策定時 (2014 年度)	目標※ (2021 年度)	実施状況			
				2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
廃棄物の排出量	一般廃棄物	255.1 万トン	240.4 万トン	255.0 万トン	254.8 万トン	252.2 万トン	251.5 万トン
	産業廃棄物	1,524.9 万トン	1,570.5 万トン	1,617.5 万トン	1,547.0 万トン	1,485.0 万トン	集計中
廃棄物の再生利用率	一般廃棄物	22.3%	約23%	21.7%	22.1%	21.7%	21.8%
	産業廃棄物	70.4%	約74%	72.2%	71.0%	68.8%	集計中
廃棄物の最終処分量	一般廃棄物	21.3 万トン	19.8 万トン	20.3 万トン	20.6 万トン	20.0 万トン	19.0 万トン
	産業廃棄物	89.6 万トン	82.9 万トン	87.2 万トン	87.9 万トン	82.7 万トン	集計中

※愛知県廃棄物処理計画（2017～2021 年度）（2017 年 3 月策定）において設定した目標値

### 【課題】

- ・ 未利用資源・エネルギーの有効活用やリサイクルを通じて、資源の地域内の循環はもとより、各地域の特長を併せ持つ、より広域的な循環にもつなげていく重層的な「循環の環」の構築（「地域循環圏」）の実現を目指していくことが必要です。
- ・ 製造、流通、使用、廃棄のあらゆる場面で3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組を一層推進することが必要です。特に、世界的な問題となっているプラスチックごみ及び食品ロスの削減の取組を進める必要があります。
- ・ 廃棄物の適正処理を徹底することが必要です。

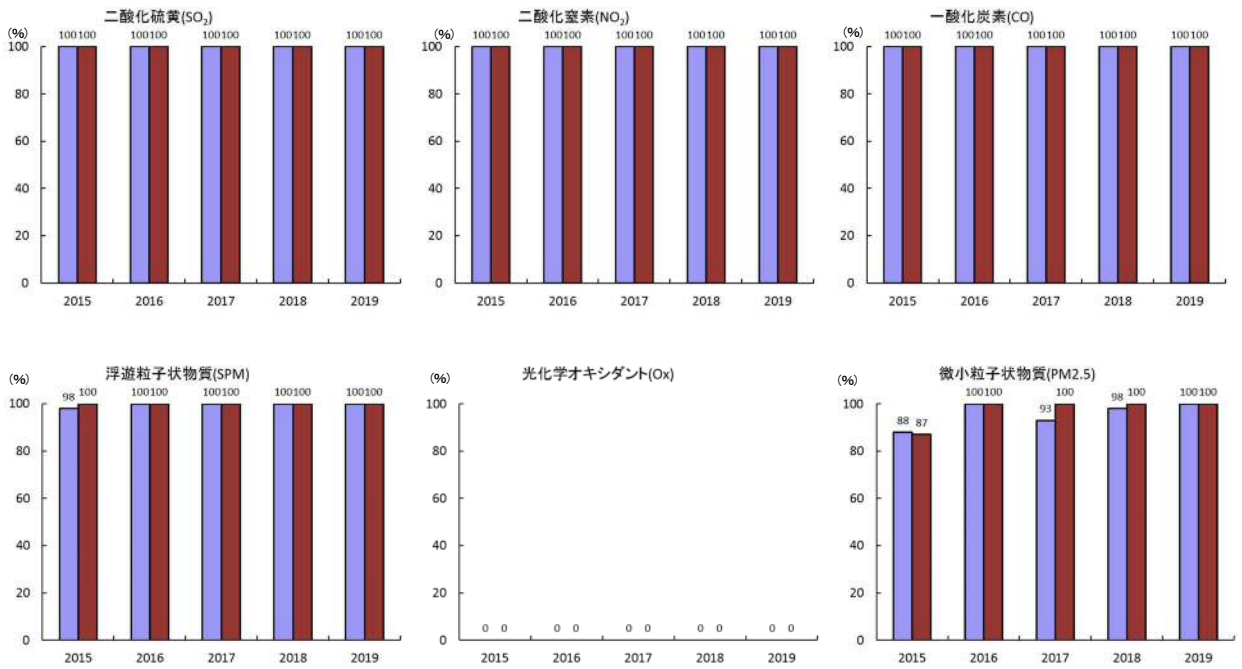
## （4）安全・安心の確保

### ア 大気環境

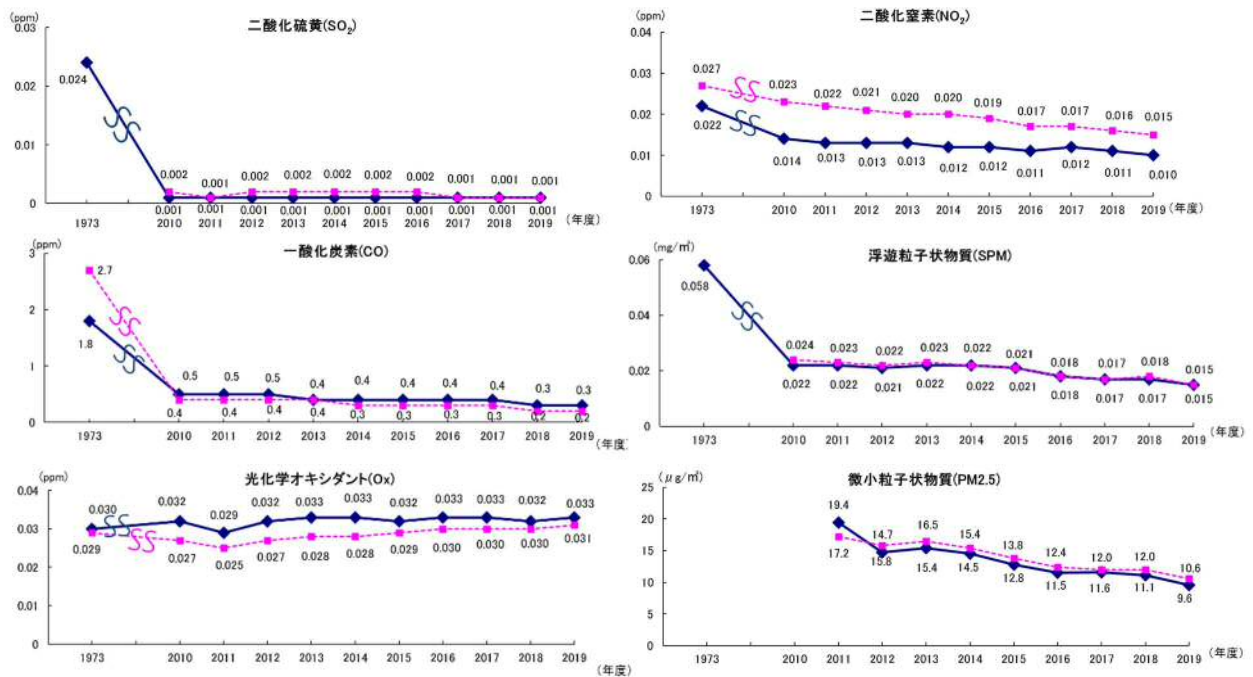
- ・ 大気環境の環境基準達成状況を直近5年間（2015～2019 年度）で見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成しています。
- ・ 浮遊粒子状物質については、2015 年度の一部の一般環境大気測定局を除き、全ての測定局で環境基準を達成しています。
- ・ 第4次愛知県環境基本計画では、「光化学オキシダント」及び「微小粒子状物質 (PM2.5)」について全地点での環境基準の達成を掲げていますが、光化学オキシダントについては、これまで全ての測定局で環境基準を達成できていません。一方、微小粒子状物質 (PM2.5) については、2016 年度に初めて全ての測定局で環境基準を達成し、2019 年度も全ての測定局で環境基準を達成しました。

■ 一般環境大気測定局  
■ 自動車排出ガス測定局

### 【大気環境に係る環境基準達成率の経年変化】



### 【大気汚染に係る環境基準が定められている物質の年平均値の経年変化】



## <第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況>

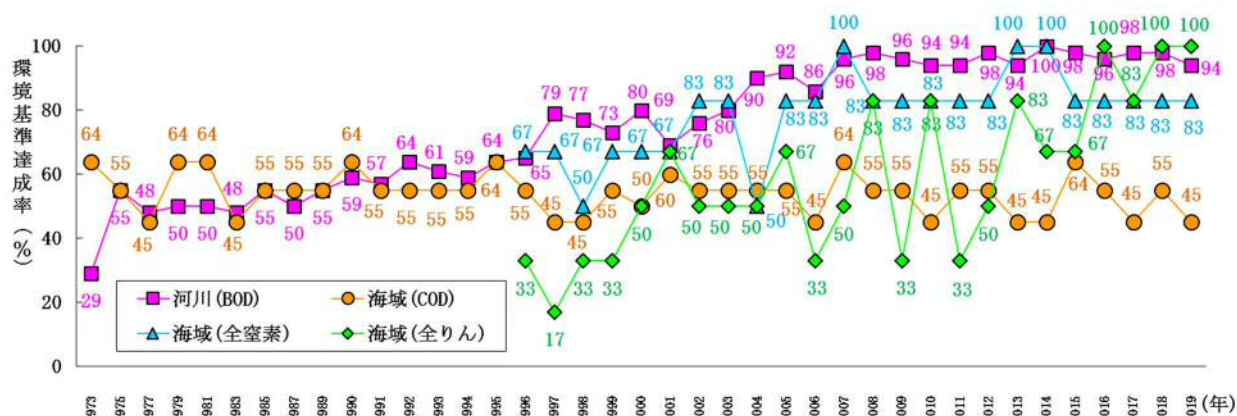
項目			計画策定時 (2012年度)	目標	実施状況					
					2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
環境基準の達成状況	大気汚染	光化学オキシダント※	達成率 0%	全地点での達成	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		微小粒子状物質	達成率 32%		23%	87%	100%	95%	98%	100%

※微小粒子状物質は、1年間を通して評価するが、光化学オキシダントは、1年のうち1時間でも0.06ppmを超過すれば環境基準非達成となる。

### イ 水環境

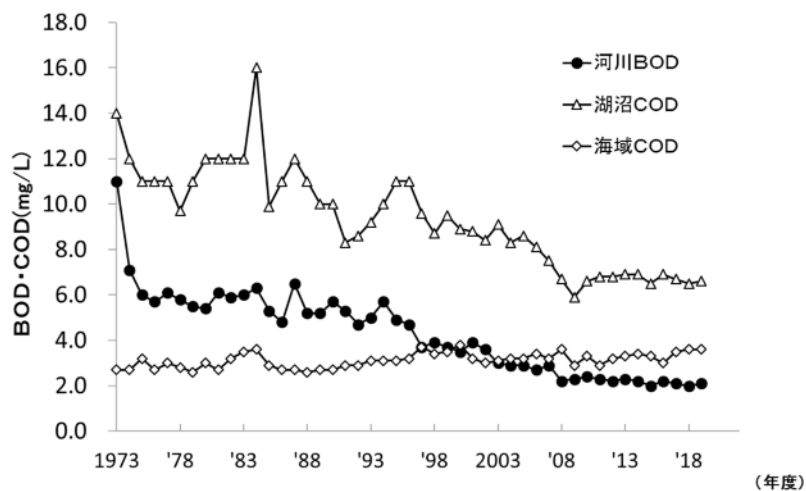
- 第4次愛知県環境基本計画では、河川の「BOD」、海域の「COD」、「全窒素」及び「全りん」、さらに公共用水域の「ダイオキシン類」について、全地点での環境基準の達成を掲げています。
- 河川における有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物学的酸素要求量）については、環境基準の達成率は上昇傾向にあります。
- 海域における有機汚濁の代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）については、環境基準の達成率は、横ばいの状況が継続しています。また、富栄養化の原因物質である全窒素及び全りんについては、環境基準の達成率は上昇傾向にあります。
- 公共用水域のダイオキシン類については、2014年度は全地点で環境基準を達成したものの、その後は横ばいの状況です。
- 浄化槽の2018年度の設置基数は全国2位の約55万基です。このうち、風呂、台所などの生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽は全国一の約33万基設置されています。

【河川及び海域の環境基準達成率の経年変化】



※ 達成率 (%) = 達成水域数 ÷ 総水域数 × 100

【河川、湖沼、海域における BOD 又は COD の推移（年間平均値）】



【浄化槽設置基数の推移】

年度	単独処理浄化槽（基）	合併処理浄化槽（基）	計（基）	合併処理浄化槽の比率（%）
2014	381,409	194,196	575,605	33.7
2015	372,934	199,543	572,477	34.9
2016	348,853	202,511	551,364*	36.7
2017	337,885	206,773	544,658	38.0
2018	334,058 (全国1位)	212,132	546,190 (全国2位)	38.8

※2016年度の設置基数の大幅減は浄化槽台帳精度向上業務に伴う整理による。

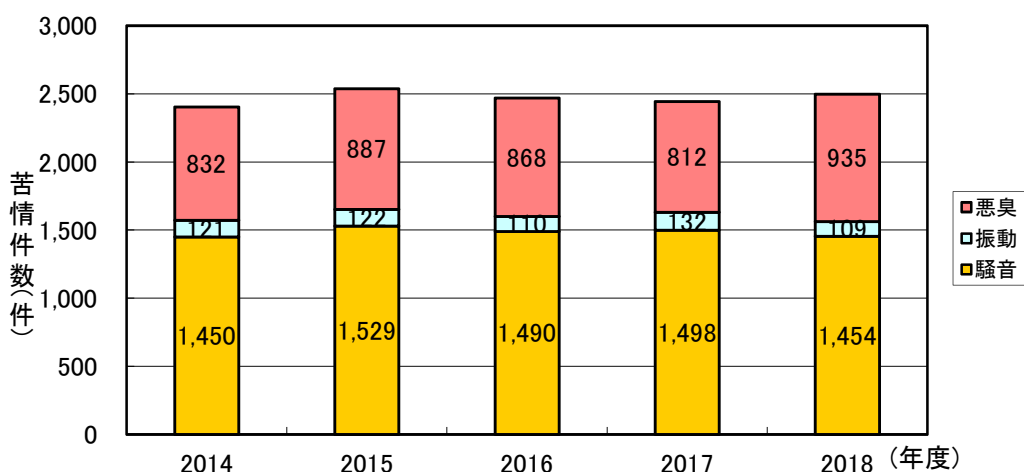
＜第4次愛知県環境基本計画数値目標の達成状況＞

項目			計画策定時 (2012年度)	目標	実施状況					
					2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
環境基準の達成状況	公共用水域の水質汚濁	河川のBOD	達成率 98%	全地点での達成	100%	98%	96%	98%	98%	94%
		海域のCOD	達成率 55%		45%	64%	55%	45%	55%	45%
		全窒素	達成率 83%		100%	83%	83%	83%	83%	83%
		全りん	達成率 50%		67%	67%	100%	83%	100%	100%
	ダイオキシン類	公共用水域の水質	達成率 96%		100%	90%	98%	95%	90%	93%

ウ 騒音・振動・悪臭

- ・ 騒音、振動及び悪臭に関する苦情の発生状況は、近年横ばいの傾向にあり、騒音は1,450～1,530件程度、振動は110～130件程度、悪臭は810～930件程度で推移しています。

【騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数の経年変化】



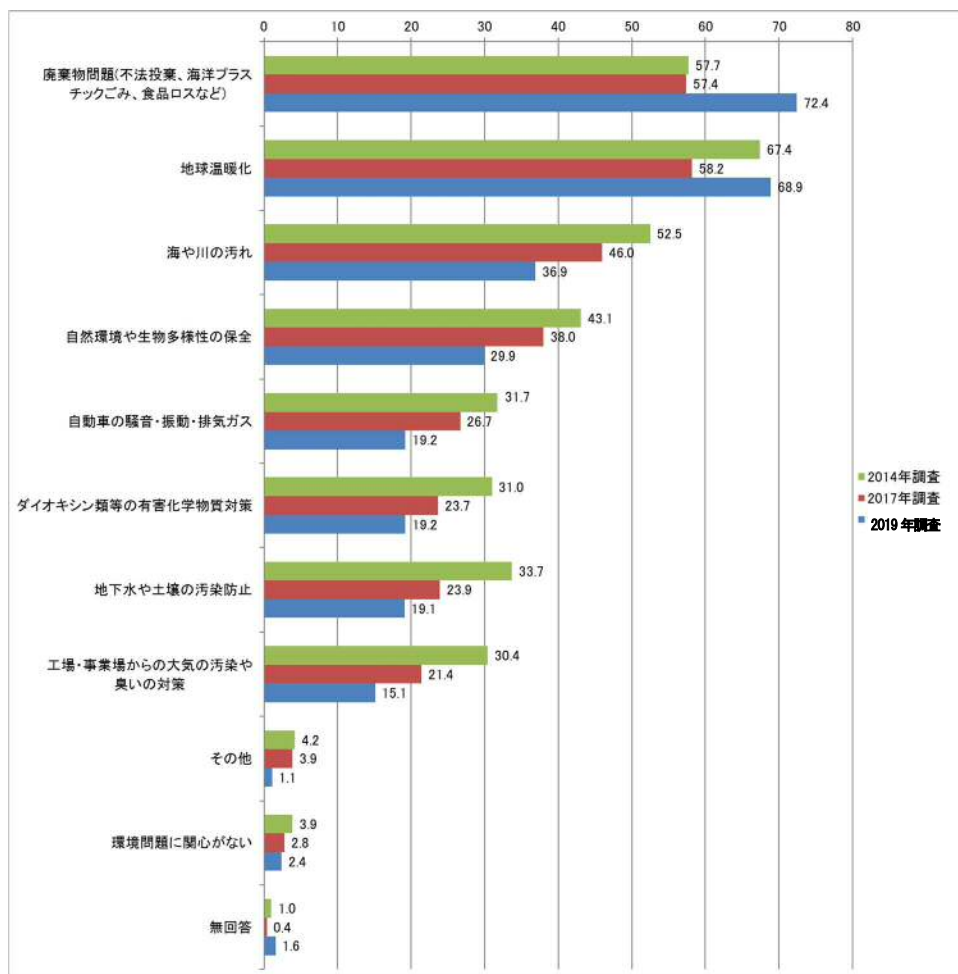
【課題】

- ・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染・地盤沈下、騒音・振動・悪臭などの対策は、環境政策の根幹を成すものであり、着実に推進していく必要があります。
- ・ 特に光化学オキシダントや海域のCODなどの環境基準を達成できていない項目や地域については、環境基準達成に向けて取組を強化する必要があります。
- ・ アスベストを含む可能性のある民間建築物の解体が今後増加すると予想されていることから、アスベストの飛散防止対策を徹底していく必要があります。
- ・ 生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽の設置基数が全国一であり、公共用水域への影響も大きいことから、下水道への接続や合併処理浄化槽への早期転換を促す必要があります。

(5) 行動する人づくり

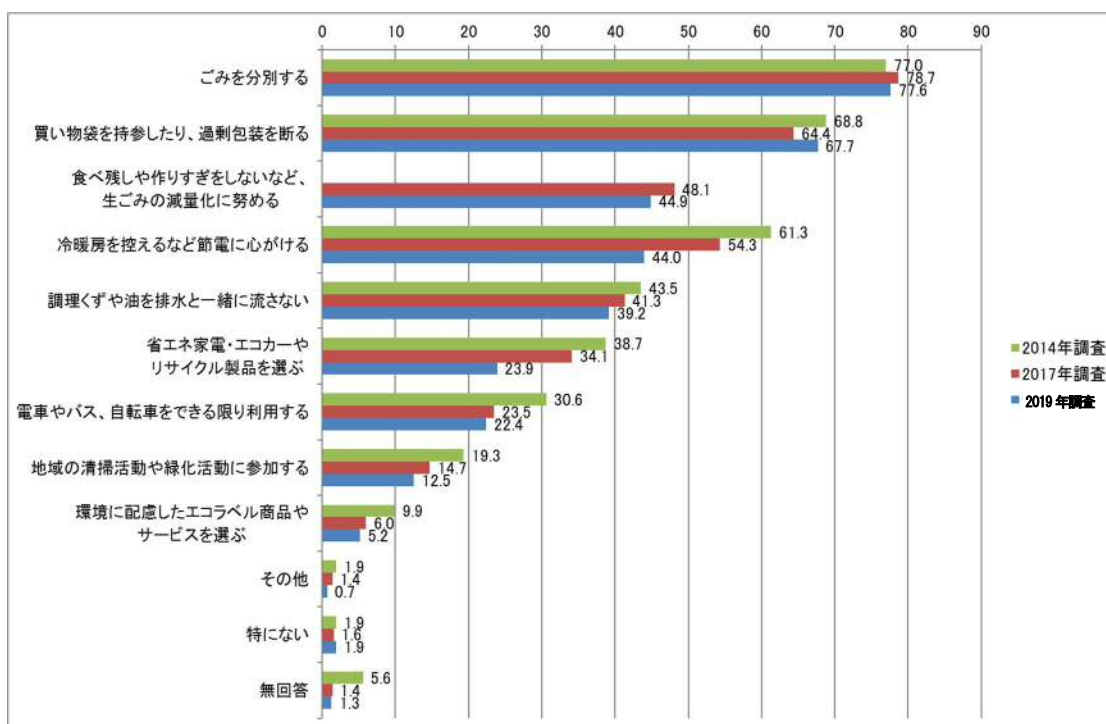
- ・ 関心のある環境問題について、「廃棄物問題」や「地球温暖化」が高まっています。
- ・ 日常生活で行っている環境にやさしい行動について、「ごみを分別する」や「買い物袋を持参したり、過剰包装を断る」が高くなっています。
- ・ SDGsの認知度について、「聞いたことがない」が73.4%を占めています。
- ・ あいち森と緑づくり事業「環境活動・学習推進事業交付金」の交付対象となった事業の活動等に延べ64万3千人が参加（2009～2018年度）。参加者へのアンケート調査では、9割以上が森と緑の重要性に対する理解が「深まった」と回答しています。

### 【関心のある環境問題】



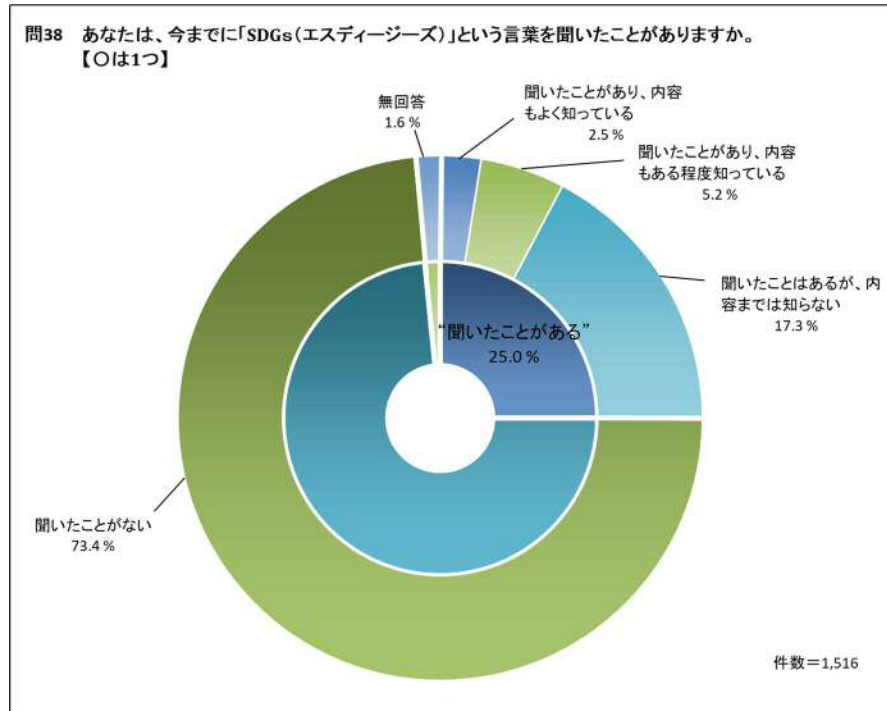
2014、2017、2019 年度県政世論調査結果

### 【日常生活で行っている環境にやさしい行動】



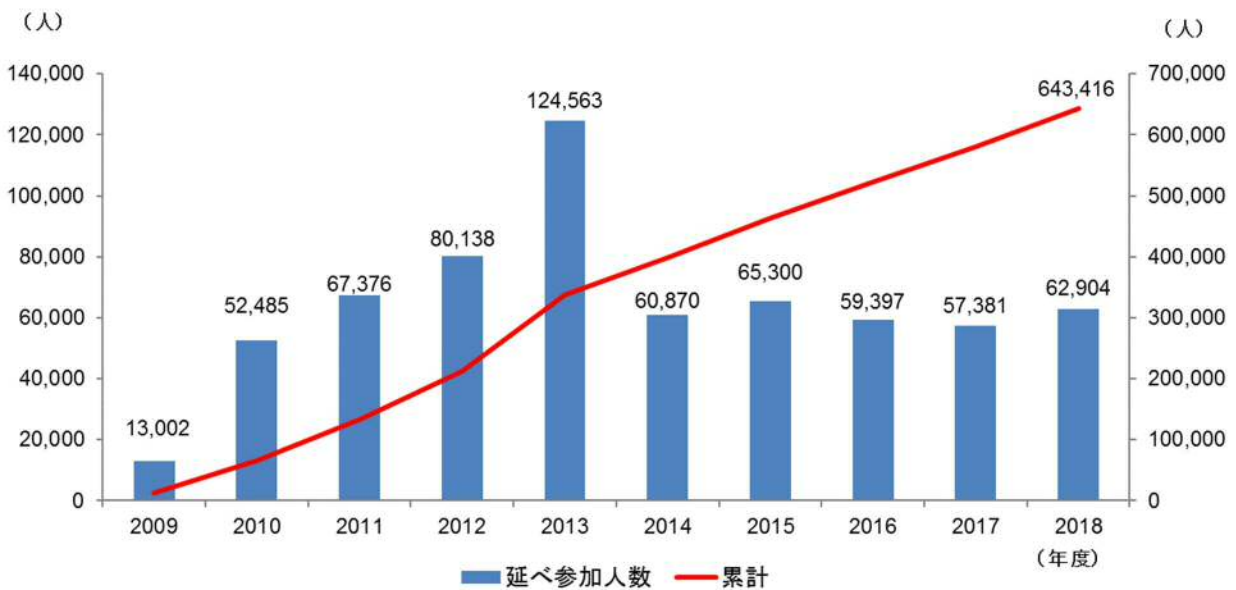
2014、2017、2019 年度県政世論調査結果

【SDGsの認知度】



2019 年度県政世論調査結果

【あいち森と緑づくり事業 環境活動・学習事業推進交付金の交付対象事業の活動等への参加人数】



注) 生態系ネットワーク形成事業は除く。

2012 年度は特定の 1 団体の参加人数が 3 万 4 千人を、2013 年度は 2 団体の参加人数が 6 万 6 千人を占める。



## 【課題】

- ・ 持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めるため、多様な主体や世代間が連携・協働した取組を一層強化する必要があります。
- ・ 県内の環境学習施設の連携を充実することにより、県民の環境学習の機会の増大や様々なニーズへの対応を図っていく必要があります。
- ・ 県の取組について市町村などと連携し、「人づくり」の裾野を広げていく必要があります。
- ・ 県民一人一人がSDGsを理解、認識し、具体的な行動を実践する担い手となるようSDGsの理念を浸透させていく必要があります。

## 第3章 計画の目標

### 1 計画の目標

**【計画の目標】SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」**

#### 【基本的な考え方】

- ・ 愛知県環境基本条例の前文にある「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築」は、変わる事のない長期的な目標です。
- ・ 日本一のモノづくり県であるからこそ、環境分野でもトップランナーであるべきという考えが本県のスタンスです。
- ・ 環境面においても、安全・安心の確保はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環を統合的に向上させていくとともに、環境ビジネス振興による経済成長、グリーンインフラの推進によるレジリエンス（防災・減災）の強化などといった経済、社会との融合を図ることで、持続可能な社会づくりの国際目標であるSDGsの達成に大きく貢献する「環境首都あいち」を実現します。
- ・ 環境基本計画では、目指すべき姿に記載のとおり、環境面からのアプローチを主眼とし、「経済と社会」の融合を考慮しつつ、「環境と経済」、「環境と社会」の統合的向上を目指していきます。

#### 【目指すべき姿】

##### ○ 環境の各分野の統合的向上

安全・安心はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環の各分野が連携しながら、統合的な向上が図られており、全ての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一環境にやさしいあいち。

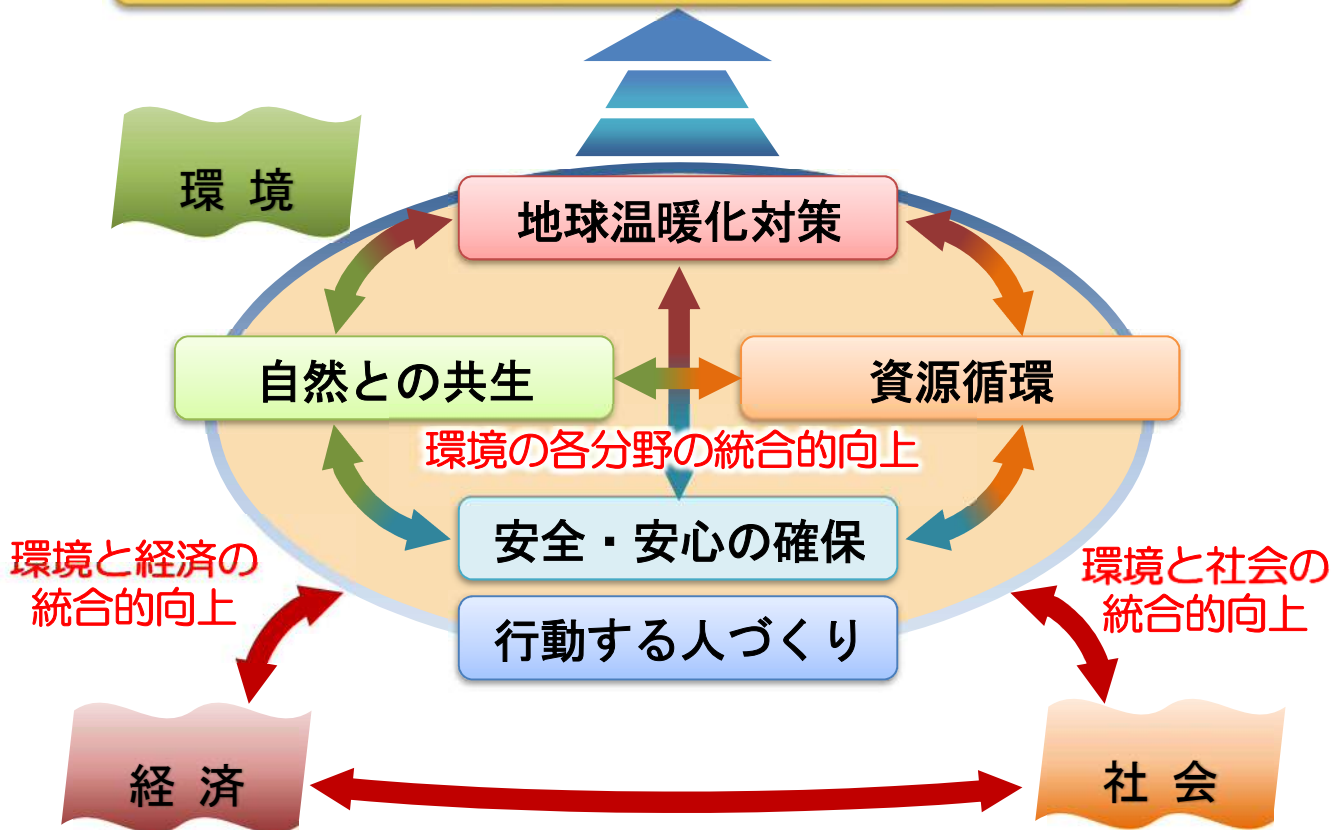
##### ○ 環境と経済の統合的向上

工場の生産工程等において省エネ、省資源対策が進んでいるなど経済活動に環境配慮が織り込まれ、環境対応が企業の競争力強化となり市場規模が拡大している。地球規模の環境の危機をしっかりと認識した上で、気候変動適応ビジネスや資源循環ビジネスといった環境ビジネスが拡大するなど環境と経済成長が好循環しているあいち。

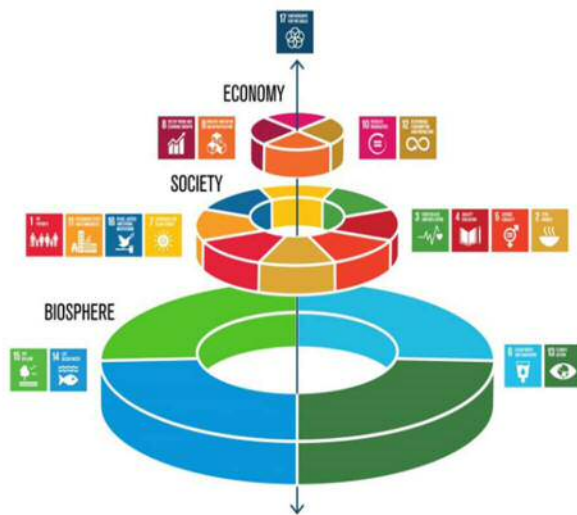
##### ○ 環境と社会の統合的向上

県民一人一人がSDGsを認識し、環境に配慮した健康で心豊かなライフスタイルを実践するとともに、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組んでいる。また、気候変動により増大する自然災害リスクや感染症リスクも踏まえ、環境負荷の少ないまちづくりを進めるとともに、地域資源を有効に活用し、環境で地域雇用が創出され、農山漁村と都市が交流するなど地域が活性化している魅力あるあいち。

SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」



【参考となるSDGsイメージ図】



SDGsのウエディングケーキモデル  
出典：ストックホルム・レジリエンス・センター

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

## 2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

本計画の実現に向けては、「汚染者負担の原則」に基づく環境保全のための必要な費用の公平な分担や、科学的知見の集積が不足し、原因や影響が十分に把握されていない問題に対する「予防的な取組」の実施といった、従来からの環境施策における基本原則を踏まえつつ、第4次愛知県環境基本計画で掲げた5つの重点的な取組分野（地球温暖化対策、自然との共生、資源循環、安全・安心の確保、行動する人づくり）に引き続き取り組みます。

また、SDGsの達成に向けては、新たな課題に対して的確かつ迅速に対応し、複数の課題の統合的な解決を図るとともに、あらゆる人々の行動を促し、連携・協働を一層進めることが重要です。このことから、以下の4つの考え方を重視し、環境施策を展開します。

### 複数の課題の統合的解決

SDGsは、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決する重要性が示されております。本計画ではこの考え方を活用し、一見すると両立が困難であり、トレードオフの関係にあると思われる課題を「どちらか」ではなく、Win-Winの発想で「どちらも」を追求することで、特定の施策が複数の異なる課題（経済・社会分野を含む）を統合的に解決するよう施策を展開します。

### 新たな課題への的確・迅速な対応

気候変動への適応やプラスチックごみ問題、新型コロナウイルス対策など新たな課題に対して、上記「複数の課題の統合的解決」も踏まえ、的確かつ迅速に対応します。

### 「行動する人づくり」の推進

環境問題は人間の社会経済活動に起因していることから、環境問題を自分事として捉え、県民や事業者が日常生活や事業活動において、意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう「人づくり」を進めます。

### 連携・協働による施策の展開

SDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言しています。このため、本計画においても、県民、事業者、NPO、行政など多様な主体や世代間が連携・協働した取組や、隣接県との広域連携、国際的な環境協力を進めます。